

第5次 八郎潟町地域福祉活動計画

あたたか〜いひと声 温もりあふれる福祉のまちづくり



令和7年度～令和12年度

社会福祉法人 八郎潟町社会福祉協議会

はじめに

私たちが日々生活しているこの地域社会は、少子高齢化や人口減少が急速に進行し、社会的孤立や生活困窮とともに、地域での支え合いの基盤が弱まってきていると言われていています。

また、家族形態の変容や長期に渡ったコロナ禍の影響により、地域の福祉課題や地域住民の生活・福祉課題は複雑化・多様化してきています。

こうした中、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくための「地域共生社会の実現」に向けて、令和7年度からの6年間の「第5次 八郎潟町地域福祉活動計画」を策定しました。

なお、従来は5年間を区切りとして策定してきましたが、町が策定する「地域福祉計画」が令和8年度から5年間となる予定であるため、次期計画の整合性をとるために社会福祉協議会のこの度の計画期間は6年間としております。

八郎潟町社会福祉協議会では、社会福祉協議会が実施している事業や住民の意向を把握するために、令和5年12月8日から令和6年1月25日までを調査期間とし「町民意識調査」を実施しました。八郎潟町に住む18歳以上96歳未満の1,325人を対象にした調査で、地域福祉協力員の協力もあり調査票の回収率は81.9%となりました。社協事業一つ一つの期待度・満足度などが明らかとなり、本計画の策定と今後の事業展開に大いに役立てることができました。

最後に、町民意識調査にご協力いただいた皆様、本計画の策定にご尽力いただいた策定委員、行政や福祉関係団体の皆様から貴重なご意見を頂きましたことに感謝申し上げますとともに、今後も本会の事業にご指導・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人八郎潟町社会福祉協議会

会長 伊藤 則彦

【目次】

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	計画の進行管理	1

第2章 八郎潟町における地域の現状

①	総人口の推移	2
②	高齢者世帯の状況	3
③	要支援・要介護認定者数の推移	3
④	障がい者手帳の交付状況の推移	3
⑤	生活保護世帯数の推移	3
⑥	ボランティア団体の状況	3

(ボランティア連絡協議会に登録している団体)

第3章 計画が目指すもの

1	基本理念	4
2	重点目標及び基本方針と事業項目	4～5
3	事業実施計画	6
4	事業の内容・目的・令和7年度からの計画	7～13

資料編

	地域福祉計画・地域福祉活動計画の目的と法的根拠	14
	地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	15～16
	地域福祉活動計画策定委員名簿	17
	本計画策定に関する策定委員会（部会含む）の開催状況	18

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

地域福祉活動計画は、八郎潟町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役割や活動の方向性を明らかにするとともに、地域福祉の推進を図るため、町民や地域、行政や福祉関係団体などと連携・協働して取り組むための計画です。

本会は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第4次八郎潟町地域福祉活動計画」を令和2年3月に策定し活動してきました。この活動における現状と課題を踏まえた上で、近年の地域福祉課題や生活課題を解決すべく、「自助」「共助」「公助」による地域ぐるみの福祉活動が展開できるよう、住民主体・住民参画の考えのもとで具体的な取り組みをまとめた行動計画です。

2. 計画の位置付け

社会福祉法第4条第1項（地域福祉の推進）では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会実現を目指して行われなければならない。」と規定されています。

これを推進するため、本会の中長期的な取組と行動の方向性を示すものです。

3. 計画の期間

令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間

4. 計画の進行管理

計画を着実に推進し、目標の実現を図るため、次の取組を行います。

- ①計画を踏まえて事業を実施します
- ②行政等からの補助事業や委託事業との調整を図ります
- ③社会情勢等の変化や法改正、さらに計画の進捗状況について定期的に調査、分析及び評価を行うよう努め、必要に応じて計画の見直しを行います
- ④地域福祉を推進させるため、住民の福祉に対する意識向上を目指し、広報やホームページ等を通じて計画内容の周知を行うほか、地域における具体的な取組や活動事例を紹介していきます

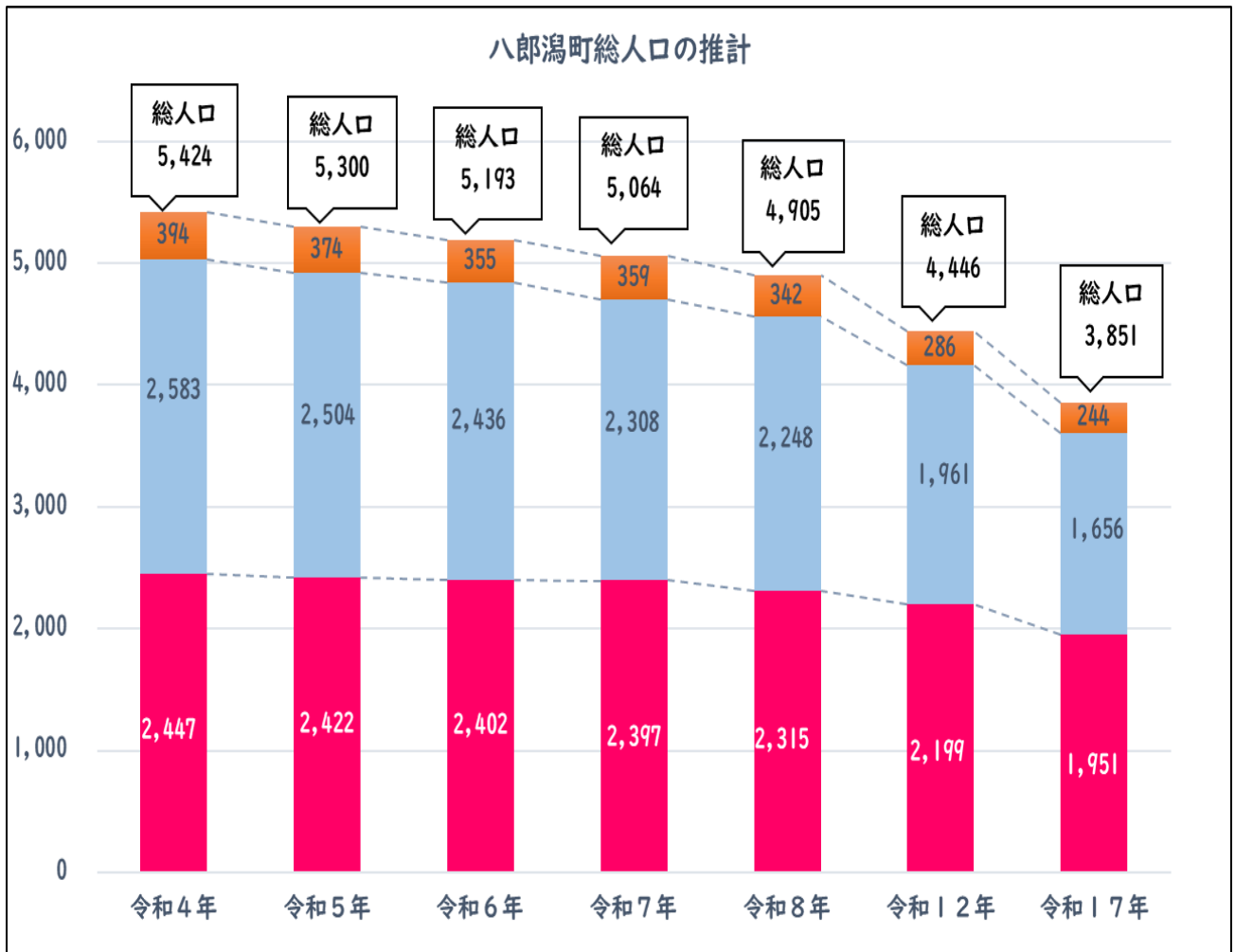
第2章 八郎潟町における地域の現状

①総人口の推移

八郎潟町においては人口の減少が急速に進んでおり、年少人口及び生産年齢人口も今後減少していくと推測されています。

これにより高齢化率は令和17年頃には50%に達すると見込まれ、総人口の2人に1人は65歳以上になる見込みとなっています。

高齢者のみの世帯も増加しており、地域における安否確認や見守り体制などの整備を継続的に行っていく必要があります。



区分	実績値			推測値			
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年
総人口	5,424	5,300	5,193	5,064	4,905	4,446	3,851
年少人口 (15歳未満)	394	374	355	359	342	286	244
生産年齢人口 (15歳～64歳)	2,583	2,504	2,436	2,308	2,248	1,961	1,656
高齢人口 (65歳以上)	2,447	2,422	2,402	2,397	2,315	2,199	1,951
高齢化率 (%)	45.1	45.7	46.3	47.3	47.2	49.5	50.7

資料：八郎潟町健康福祉課

②高齢者世帯の状況（各年度末現在）

	総世帯数	65歳以上の高齢者のみの世帯		内、一人暮らし世帯			
		世帯数 (A)	割合 (%)	男	女	計(B)	割合 (%)
令和2年度	2,449	858	35.0	152	450	602	70.2
令和3年度	2,453	869	35.4	161	471	632	72.7
令和4年度	2,436	870	35.7	172	472	644	74.0
令和5年度	2,412	891	36.9	167	484	651	73.1

資料：八郎潟町健康福祉課

※一人暮らし世帯の割合(%) = (B) ÷ (A)

③要支援・要介護認定者数の推移（各年度末現在）

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1・2	86	98	118	118
要介護1～5	375	390	386	376

資料：八郎潟町健康福祉課

④障がい者手帳の交付状況の推移（各年度末時点）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい者	351	344	329	306
知的障がい者	46	47	50	50
精神障がい者	32	31	34	39
合計	429	422	413	395

資料：八郎潟町健康福祉課

⑤生活保護世帯数の推移（各年度末時点）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保護世帯数	85	84	81	78
総世帯数	2,449	2,453	2,436	2,412
保護率(%)	3.5	3.4	3.3	3.2

資料：八郎潟町健康福祉課

⑥ボランティア団体の状況（各年度末にボランティア連絡協議会に登録している団体）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数	7	7	7	7
団体会員数 合計	379	323	290	283

※会員数は各団体からの届出による合計

第3章 計画が目指すもの

1. 基本理念

「あったか〜いひと声 温もりあふれる福祉のまちづくり」

私たちの住む地域において、住民の一人ひとりがお互いを尊重し、助け合い・支え合いの気持ちを持って、誰もが安心・安全に暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

2. 重点目標及び基本方針と事業項目（事業名の番号は6ページの事業実施計画の番号になっています）

1) 支え合って共に生きるまち

基本方針（1）ボランティア活動を推進します

（2）地域福祉を支える人材育成と地域のつながりの強化を図ります

◎事業項目

- ①ボランティアセンター活動事業
- ⑤赤い羽根共同募金運動
- ⑪地域福祉協力員設置人材育成事業
- ⑫福祉マップ作成、更新
- ⑮居場所づくり事業（相談会含む）
- ⑰ボランティア連絡協議会
- ⑳日本赤十字社事業

2) 安心して住み続けられるまち

基本方針（1）福祉サービスの充実を図ります

（2）福祉課題に迅速に対応できる体制を構築します

◎事業項目

- ⑥安心安全ネットワーク事業
- ⑦生活福祉資金貸付事業
- ⑧たすけあい資金貸付事業
- ⑨日常生活自立支援事業
- ⑩配食サービス（まごころ弁当）事業
- ⑬機械、備品貸出事業
- ⑭老人福祉センター管理運営事業
- ⑮屋内ゲートボール場管理運営事業
- ⑯座談会開催事業
- ⑲老人クラブ活動支援

3) 介護保険利用者に優しいまち

基本方針 (1) 適切な介護サービスが提供できるよう努めます

(2) 利用者やご家族の意向に沿ったサービス提供に努めます

◎事業項目

- ⑯居宅介護支援事業
- ⑰訪問介護（訪問型含む）事業
- ⑱通所介護（通所型含む）事業
- ⑲障害福祉サービス事業
- ⑳要介護認定調査事業

4) 信頼と安心を築き上げるまち

基本方針 (1) 各種サービスを利用しやすいよう情報を発信します

(2) 財政基盤の充実を図りつつ、透明性のある法人運営に努めます

◎事業項目

- ⑲広報「社福協」及び社協だよりの発行
- ⑳ホームページの更新
- ㉑社協会員加入促進
- ㉒善意銀行運営事業

※関係諸会議等

- 監事会、理事会、評議員会の開催
- 苦情解決第三者委員会
- 地域福祉活動計画作成、実施、見直し

3. 事業実施計画

年次計画及び財政内訳一覧

	事業または活動名	年次計画（令和）						財源等	
		7年	8年	9年	10年	11年	12年		
1	ボランティアセンター活動事業	継続	→						補助
2	生活支援体制整備事業	廃止							
3	料理教室	廃止							
4	ぬくもり交流会・ぬくもりフェスティバル	廃止							
5	赤い羽根共同募金	継続	→						助成
6	安心安全ネットワーク事業	継続	→						自主
7	生活福祉資金貸付事業	継続	→						委託
8	たすけあい資金貸付事業	継続	→						自主
9	日常生活自立支援事業	継続	→						委託
10	配食サービス事業（まごころ弁当）	継続	→						補助
11	地域福祉協力員設置人材育成事業	継続	→						補助
12	福祉マップ作成・更新	継続	→						自主
13	機械・備品貸出事業	継続	→						自主
14	老人福祉センター管理運営事業	継続	→						委託
15	屋内ゲートボール場管理運営事業 注1	継続・検討	→						補助
16	居宅介護支援事業	継続	→						自主
17	訪問介護事業（訪問型含む）	継続	→						自主
18	通所介護事業（通所型含む）	継続	→						自主
19	障害福祉サービス事業	継続	→						自主
20	要介護認定調査事業	継続	→						委託
21	広報及び社協だより発行	継続	→						自主・助成
22	ホームページ更新	継続	→						自主
23	社協会員加入促進	継続	→						自主
24	善意銀行運営事業	継続	→						寄付
25	居場所づくり事業（相談会含む）	新規・計画	実施	→					自主※
26	座談会開催事業	新規・計画	実施	→					自主※

外部団体への活動支援

27	ボランティア連絡協議会	継続	→						その他
28	日本赤十字社事業	継続	→						その他
29	老人クラブ活動支援	継続	→						その他

注1 利用しやすい環境を整えるために効果的な管理運営について行政と協議

※ 新規事業を令和7年度に計画し、活用できる補助金があれば申請する

4. 事業の内容・目的・令和7年度からの計画

※事業名の番号は6ページの一覧の番号となっています

①【ボランティアセンター活動事業】

・内容及び目的

住民参加・協働をすすめるために多様な活動のボランティアを募集・登録し、町民の生活課題や地域の福祉課題にボランティア活動をマッチングして課題の解決に努めます。

また、福祉教育の一環として中学生の休み期間中に、駅の清掃やこども園との交流活動、まごころ弁当の配達に同行しての声かけなどボランティア意識の醸成を図る活動も行っています。

令和7年度からの計画

令和7年9月までに町内会を単位として福祉ニーズ（主に買い物の移動や居場所づくりの要望）についての調査を行います。内容や件数を把握した上で、ボランティア登録票を広報への折込やホームページに掲載しボランティアを募集します。

ボランティアの活動内容や活動可能な時間帯により登録票を整備し、ボランティアを必要としている町民や地域の要望に登録ボランティアをマッチングさせることで、要望に対応できる体制づくりを進めます。

⑤【赤い羽根共同募金】

・内容及び目的

じぶんの町を良くするしくみ、として町民の皆様から毎年募金のご協力をいただいています。秋田県共同募金会からの助成金は、町内の団体を対象にして公募し、町共同募金委員会が応募された福祉活動等の内容を審査した上で助成しています。

社会福祉協議会でも共同募金会の活動内容ははじめ、社協の事業紹介などの広報活動や、町内の福祉員に対しての活動助成などを行っています。

令和7年度からの計画

毎年10月に行われる募金運動には、皆様の事業に対する理解と協力が必要なため、広報や社協だけでなく、さらにホームページも活用して共同募金の事業や募金の使い道を周知していきます。

⑥【安心安全ネットワーク事業】

・内容及び目的

社協、行政、警察署、消防署、新聞店が協定を結び、郵便局からの協力も得ながら日常における高齢者等の見守りと、異変があった場合や緊急時の連絡や対応について協議しています。関係機関の連携強化とネットワークの幅を広げて情報を共有することを目的としています。

令和7年度からの計画

年1回の合同での連絡会開催と、必要に応じて事例に対しての報告会を行います。また、異変があった場合や緊急時には迅速に関係機関との連絡調整を行います。

⑦【生活福祉資金貸付事業】

・内容及び目的

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等に各種必要な資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）の貸付を秋田県社会福祉協議会が行っており、市町村社協は相談や申請の窓口となっています。

経済的自立と生活意欲の助長促進などを図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

令和7年度からの計画

相談があった場合には民生児童委員や、必要に応じて福祉事務所などの関係機関と連絡調整を行い、申請にかかわるものについては今後も遅滞なく手続きを進めていきます。

秋田県社会福祉協議会との連携を密にし、償還指導にも協力していきます。

⑧【たすけあい資金貸付事業】

・内容及び目的

低所得世帯等で一時的に生活費などが不足した世帯に貸付を行っています。

当社協が事業を運営しており、貸付後の償還や生活指導など自立に向けた指導も行っています。

令和7年度からの計画

広報やホームページを活用し、貸付制度の周知を図ります。

相談者や申込者があった場合には、必要に応じて関係機関と連絡調整し、世帯の自立に向けた援助を行っています。

⑨【日常生活自立支援事業】

・内容及び目的

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理援助、書類等預かり援助などのサービスを提供しています。

令和7年度からの計画

県社協が実施する研修会へ参加し、担当職員と生活支援員の対応能力向上に努めます。

町民に対する事業の周知と利用しやすい環境を整えるため、広報とホームページに内容や申請方法などを記載します。

行政や福祉施設などの関係機関と情報交換することにより、サービスを必要としている方の把握に努めます。

⑩【配食サービス事業（まごころ弁当）】

・内容及び目的

概ね70歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯、障がい者世帯などで買い物や調理が困難な方に対して、栄養の改善、安否確認や健康確認も兼ねて週2回（火曜日と金曜日）の夕食として弁当を配食しています。

令和7年度からの計画

今後も広報やホームページへ掲載することでサービス内容を町民に周知して、対象となる必要な方が利用できるよう週2回の配食を継続していきます。

また、母子・父子世帯や要介護者と同居し支援が必要と認められる世帯など、利用対象世帯の拡大について検討していきます。

⑪【地域福祉協力員人材育成事業】

・内容及び目的

福祉課題を抱える世帯を早期発見するために民生児童委員や町内会と連携し、課題を解決するための支援を地域住民と共に開発していきます。

要支援者の見守りや声かけ訪問、課題を発見した際の連絡、災害発生時の要援護者への支援、社協だよりを配布しながらの訪問などの活動を行っています。また、関係者が集まり町内会単位で福祉マップを作成、更新することで地域の状況を収集し共有しています。

令和7年度からの計画

地域福祉協力員としての育成と、意識及び資質向上のための研修会を年1回開催します。

地域福祉協力員で組織している連絡会においては事例検討や活動発表などを行い、協力員同士の交流の場となるよう支援していきます。

計画期間内に協力員の改選もあるため、人選及び役割の説明や引継ぎなど、民生児童委員や町内会、行政などと協働の上、円滑な移行に努めます。

⑫【福祉マップ作成・更新】

・内容及び目的

各町内会単位で一人暮らしや高齢世帯、障がい者世帯など支援を必要としている世帯に対しての見守り、声かけ、相談受付などの活動が円滑にできるよう福祉マップを作成し、定期的に更新しています。

民生児童委員、地域福祉協力員が情報の共有化を図り、有事の際も活用できるように更新しています。

令和7年度からの計画

令和7年度からの計画

更新が必要な地区を年10ヵ所順次更新していきます。また、民生児童委員や地域福祉協力員から情報があつた際には、随時更新するとともに関係機関と情報の共有を図っていきます。

⑬【機械・備品貸出事業】

・内容及び目的

除雪機、軽トラック、発電機、草刈り機、テント、疑似体験セット、レクリエーション用品など社協が所有する機械や備品を町内会や団体等に貸出しすることで、生活課題の解消の一助となることや、地域行事などに活用していただくことで地域住民同士の交流に役立てていただくことを目的にしています。

令和7年度からの計画

令和7年度からの計画

地域においてさらに活用していただくよう、貸出し備品の一覧や、場合によっては使い方などの説明を広報やホームページで紹介します。

貸出しできる機械や備品が増えた場合にも随時紹介していきます。

⑭【老人福祉センター管理運営事業】

・内容及び目的

行政から管理運営を委託されている施設で、総合的な相談受付や地域福祉サービスの拠点、法人運営の事務所、介護保険事業の実施場所などで活用しています。

また災害発生時には福祉避難所として指定されています。

令和7年度からの計画

センター本来の機能として幅広く町民の皆様から活用していただけるよう、町民の居場所づくりの拠点として、浴場の開放やスマホ相談会、さらにはeスポーツ体験会などの会場としても活用していきます。

⑮【屋内ゲートボール場管理運営事業】

・内容及び目的

町民の健康維持と増進、高齢者の生きがいや健康づくり、冬期間のスポ少や部活動等の練習の場として活用されています。

令和7年度からの計画

コートが凹凸することにより定期的に整地するための整備が必要なことや、照明器具の不具合や外壁の劣化や雨漏りなど建物の老朽化がみられるため必要に応じて修繕を行い維持管理していきます。

管理運営について、町民の皆様が利用しやすい環境を整えるため、効果的な管理運営について行政と協議していきます。

⑯【居宅介護支援事業】

・内容及び目的

高齢者等が要介護や要支援状態になった場合においても、可能な限り居宅において自立した日常生活が送れるように適切な居宅介護支援を提供することを目的としています。

令和7年度からの計画

介護保険サービス利用までの手続きや、要介護認定の申請方法など、町民がサービスを必要としたときの情報提供として、介護保険サービス制度の説明をする機会を社協の様々な事業に組み込んで年3回以上実施します。

介護保険サービスに該当しない要望や課題（特に行政手続きなどの外出に関するもの）を抱えている世帯もあるため、年2回実施している地域包括支援センターとの連絡調整を含めた情報交換の場を継続実施していきます。

⑰【訪問介護事業（訪問型含む）】

・内容及び目的

訪問介護（要介護1～5）と訪問型サービス（要支援1～2と事業対象者）において、生活援助（家事全般）と身体介護（入浴介助・排泄介助・通院介助等）のサービスを提供し、自立した生活に向けた援助をしています。

令和7年度からの計画

利用者や家族の要望に沿ったサービス提供ができるよう、ヘルパーの質の向上と職員同士の連携を図るため、内部研修を月1回行っており今後も継続していきます。

介護保険サービスに含まれない要望や課題があった場合は、居宅介護支援事業所や行政または包括支援センターとの情報交換や報告により、課題の解決につながるよう対応していきます。

⑱【通所介護事業（通所型含む）】

・内容及び目的

利用者が可能な限り自宅において自立した日常生活を送ることができるよう、入浴、昼食、リハビリやレクリエーション、送迎などのサービスを提供するとともに、家族の介護負担軽減を目的としています。

令和7年度からの計画

令和7年度からの計画

サービスの質を維持するとともに利用者の増を図るため、広報や社協だより、ホームページに事業内容を掲載します。また、町民に対するデイサービスセンターの見学会を年1回開催します。

レクリエーションでは、はり絵など様々な作品を利用者が共同で作っており、町の産業文化祭への出展や町内の施設へ展示もすることで利用者の意欲向上へつなげていきます。

月1回の内部研修、必要な外部研修への参加、年1回以上の他事業所との意見交換、年2回の地域密着型介護運営推進会議を今後も継続し、質の高いサービス提供に努めます。

⑱ 【障害福祉サービス事業】

・内容及び目的

障がいがある方に対して家事援助（家事全般）と身体介護（入浴介助・排泄介助・通院介助等）のサービスを提供し、自立した生活に向けた援助をしています。

令和7年度からの計画

利用者や家族の要望に沿ったサービス提供ができるよう、ヘルパーの質の向上と職員同士の連携を図るため内部研修を月1回行っており今後も継続していきます。

制度上のサービスに含まれない要望や課題は、サービス管理責任者や行政または包括支援センターとの情報交換や報告により、課題の解決につながるよう対応していきます。

⑳ 【要介護認定調査事業】

・内容及び目的

八郎潟町や他町村からの委託を受け、要介護認定の申請をした方の介護度を判断する一つとして、認定調査員が自宅などを訪問し対象者の身体能力や生活状況、認知機能等を幅広く調査しています。

令和7年度からの計画

選択基準や特記事項記載方法の理解、面接技術の向上など認定調査員としての資質の維持と向上を図るため、関係する各種研修会や認定調査員の更新研修などに積極的に参加します。

㉑. ㉒ 【広報及び社協だより発行・ホームページの更新】

・内容及び目的

地域の福祉活動や当社協の事業などを住民に周知するために、広報やホームページにより情報を発信しています。

令和7年度からの計画

広報は年1回（7月）、社協だよりは年3回（10月、12月、3月）発行しており今後も継続して実施します。ホームページは随時更新し、社協事業や各種サービスの紹介などを発信します。

㉓ 【社協会員加入促進】

・内容及び目的

当社協が地域福祉を推進するための貴重な財源となっており、社協の活動に賛同いただいた上で町民の皆様から会費を納入していただいています。

令和7年度からの計画

世帯数の減少などにより会費は年々減少傾向ですが、社協の活動を町民の皆様にも周知、ご理解いただくために広報やホームページで紹介するとともに、会費の使い道も明確にお知らせします。

②④ 【善意銀行運営事業】

・内容及び目的

地域の皆様から金品の預託を受け、社会福祉の増進に活用することを目的としています。

寄附の内容は香典返しが主なものとなっており、使い道については運営委員会を設置し委員会において決定しています。

令和7年度からの計画

適切な運営に努めるため運営委員会を年2回開催し、寄付の状況や運用状況を報告、検討します。

②⑤ 【居場所づくり事業（相談会含む）】

・内容及び目的

子どもから高齢者まで全ての町民の方々に対して、親睦や憩いの場を提供することができるよう、老人福祉センターを活用して、気軽に訪れ利用することができる居場所づくりを目的としています。

令和7年度からの計画

浴場の一般開放、スカットボールや輪投げ、囲碁、将棋などの無料使用、eスポーツを導入するためのゲーム機の設置、スマホの操作方法を学んでいただくスマホ教室の開催、生活課題や福祉ニーズに対する相談受付などを令和7年度中に企画・実施していき、調整しながら町民の方々を訪れやすい居場所の拠点として事業展開していきます。

事業に関わるボランティアの募集や、老人福祉センター以外に町内会などにも働きかけ、小地域にも居場所づくりができるよう、利用促進のための広報活動も行っていきます。

②⑥ 【座談会開催事業】

・内容及び目的

地域住民の皆様と社協が膝を交えて語り合うことで、地域の現状や課題を把握します。

町内を10ヶ所に区分けして行い、今後の社協の活動につなげるための座談会とします。

令和7年度からの計画

令和7年度から9年度にかけて10ヶ所全てで実施します。社協からは各町内の現状説明、町にある福祉サービスの紹介など行い、住民の方々からは福祉に対する様々な課題や要望を出していただきます。

社協と住民の関わりをより深いものとし、必要な場合には本計画の見直しも行っていきます。

※外部団体への活動支援

②⑦ 【ボランティア連絡協議会】

②⑧ 【日本赤十字社事業】

②⑨ 【老人クラブ活動支援】

- ・それぞれの事業に対する支援を継続し、活発な活動が展開できるよう協力体制を維持します。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の目的と法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条により、町が行政計画として策定するもの。「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条により民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。つまり、地域福祉を進める上での町全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画です。

社会福祉法（抄）

第 1 条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉法人 八郎潟町社会福祉協議会
地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 八郎潟町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉を推進し、事業の円滑なる運営を図るため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、八郎潟町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定することを目的とする。

(役割)

第2条 委員会は、活動計画策定に関する次の事項を行う。

- (1) 活動計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理、分析等の作業
- (2) 活動計画の策定
- (3) その他、活動計画策定のために必要な事項

(委員の構成)

第3条 委員会は、委員20名以内で構成する。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから前項に定めた人数内で、社協会長が委嘱する。

- (1) 社協の理事、監事、評議員
- (2) 地域住民（組織）代表
- (3) 民生児童委員
- (4) 社会福祉施設関係者
- (5) ボランティア
- (6) 関係機関、団体関係者
- (7) 学識経験者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) その他会長が認めた者

3 委員に欠員が生じたときは、補充委員を置くことができる。

4 前項による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、会務を総括する

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(専門部会の設置)

第6条 委員会には次に掲げる専門部会を設置し、各部会は地域福祉、在宅支援、事業経営の知識や経験を有する委員で構成する。

(1) 地域福祉推進部会

(2) 在宅支援推進部会

(3) 事業経営部会

2 前項の委員構成は委員の互選により決定する

3 専門部会には各々部会長を置き、部会長が必要と認める場合は専門部会を開催することができる

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱した日から活動計画の策定が完了するときまでとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、社協内に置く。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は平成26年4月1日から施行する

この要綱は令和 元年8月1日から施行する

この要綱は令和 6年4月1日から施行する

第5次 八郎潟町地域福祉活動計画

策定委員名簿

		氏名	専門部会（案）	選出区分
1	委員	大島 素子	地域福祉推進	民生児童委員・社協理事
2	〃	小柳 克子	在宅支援推進	社会福祉施設・社協理事
3	〃	伊藤 章(副委員長)	在宅支援推進	社協理事
4	〃	小玉 美穂子	地域福祉推進	関係団体・理事
5	〃	佐藤 貞男(委員長)	事業経営	社協理事
6	〃	黒木 俊広	事業経営	社協理事
7	〃	渡部 久美子	地域福祉推進	民生児童委員・社協評議員
8	〃	安田 勝	地域福祉推進	関係団体・社協評議員
9	〃	高橋 正太郎	事業経営	社会福祉施設
10	〃	小玉 光男	地域福祉推進	関係団体
11	〃	八柳 春美子	在宅支援推進	民生児童委員・関係団体
12	〃	松田 正紀	事業経営	行政 健康福祉課 課長
13	〃	畠山 絵梨子	地域福祉推進	行政 健康福祉課 係長

※任期：令和6年8月9日から活動計画策定完了のときまで

（地域福祉活動計画は令和7年4月1日より実施）

社協事務局

	氏名	担当専門部会	社協の役職
1	伊藤 則彦	総 括	会 長
2	畠山 一将	事業経営	事務局長
3	藤井 範子	在宅支援推進	事務局次長
4	工藤 則孝	地域福祉推進	課 長
5	小林 寛	事業経営	係 長
6	竹田 校子	在宅支援推進	係 長
7	佐藤 衣都香	在宅支援推進	係 長
8	石井 有理	地域福祉推進	主 任
9	山田 結衣	地域福祉推進	主 事

本計画策定に関する策定委員会（部会含む）の開催状況

年月日	委員会名	内容
令和6年7月22日 ） 令和6年8月6日		<ul style="list-style-type: none"> ・職員による事業別策定シート作成 ・策定委員選出 ・地域福祉活動計画の骨格作成
令和6年8月9日	第1回 第5次地域福祉活動 計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会設置要綱説明 ・委員委嘱状交付 ・委員長及び副委員長互選 ・各部会の委員互選 ・各部会による日程等打合せ及び報告
令和6年8月9日	第1回 事業経営部会	<ul style="list-style-type: none"> ・担当事業の内容説明及び質疑応答
令和6年8月9日	第1回 在宅支援推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・担当事業の内容説明及び質疑応答 ・主に事業の運営についての意見交換
令和6年8月9日	第1回 地域福祉推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・担当事業の内容説明及び質疑応答 ・主に事業の運営についての意見交換
令和6年9月4日	第2回 事業経営部会	<ul style="list-style-type: none"> ・たすけあい資金の運営について ・居場所づくりや老福センターの活用について
令和6年9月12日	第2回 地域福祉推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の説明について ・各事業の運営方法についての意見交換
令和6年9月19日	第2回 在宅支援推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の運営状況と対策について ・関係機関との連携について
令和6年10月2日	第3回 事業経営部会	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況及び今後の決算見込について ・他部会の検討事項について
令和6年10月8日	第3回 地域福祉推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・活動中の事業の検討 ・関係機関との連携について
令和6年10月17日	第3回 在宅支援推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス以外の要望やニーズについて ・行政との連絡調整について
令和6年10月28日	第4回 地域福祉推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利活用について ・会費や募金活動について
令和6年11月7日	第4回 事業経営部会	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターの活用について ・福祉活動計画の素案について
令和6年11月14日	第4回 在宅支援推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・介護員等の人材確保について ・介護保険サービス以外の要望やニーズについて
令和6年12月5日	第5回 地域福祉推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉協力員の活動等について ・ボランティアセンターの活動について
令和7年2月28日		<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画（素案）を委員へ送付
令和7年3月10日	第2回 第5次地域福祉活動 計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の素案の修正について ・理事会、評議員会への上程について
令和7年3月17日	理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画（案）上程、承認
令和7年3月27日	評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画（案）上程、承認

社会福祉法人 八郎潟町社会福祉協議会
第5次 八郎潟町地域福祉活動計画
令和7年度～令和12年度

令和7年3月発行

[編集発行] 社会福祉法人 八郎潟町社会福祉協議会
〒018-1621 秋田県南秋田郡八郎潟町字家ノ後23番地の3
TEL：018-875-3871 FAX：018-875-3872
メールアドレス：8shakyo@hachirogata-shakyo.or.jp
ホームページ：<https://www.hachi-shakyo.jp>